

さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月25日

さつま町長 上野俊市

さつま町条例第17号

さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年さつま町条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を

「 第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

第6章 雑則（第49条） 」に改める。

第5条の見出し中「等」を削り、同条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「第7条第1項」を「次条第1項」に、「第3号」を「以下この条」に改め、「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同条第1号中「支援」の次に「（次項において「保育内容支援」という。）」を加え、同条第3号中「当該地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を、「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条に次の6項を加える。

2 町長は、地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 町長は、地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

6 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、地域型保育事業者によ

る保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じるとき。

- (2) 地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項第2号に該当する場合において、地域型保育事業者は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第7条の2第1項中「地域型保育事業者等」を「地域型保育事業者」に、「地域型保育事業所等」を「地域型保育事業所」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「地域型保育事業者等」を「地域型保育事業者」に改める。

第7条の3中「地域型保育事業者等」を「地域型保育事業者」に改める。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 地域型保育事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第16条第2項第3号中「家庭的保育事業者等」を「地域型保育事業者」に、「地域型保育

事業等」を「地域型保育事業」に改め、同項に次の１号を加える。

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該地域型保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第２２条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第２３条第２項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第１８条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加え、同条第７号中「家庭的保育事業等」を「地域型保育事業」に改める。

第２３条第２項中「修了した保育士」の次に「（法第１８条の２７第１項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第２７条中「小規模保育事業Ｂ型」及び「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を加える。

第２９条第１項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所Ａ型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加え、同条第２項第３号中「第６条の３第１０項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。））」を加え、同条に次の２項を加える。

- ４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことが

できる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削り、同条第4号を次のように改める。

- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育

第43条第2号中「3.3平方メートル」を「1.65平方メートル」に改める。

第44条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、町長が適当と認めるもの（附則第3項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第47条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受け

ることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 地域型保育事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第3項中「地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「15年」に改める。

附則第6項中「家庭的保育事業等」を「地域型保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

附則第9項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者」を「認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改め、「第29条第3項」及び「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

